【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

<table>
<tr><th>頁数</th><th>正</th><th>誤</th></tr>
<tr><td>P139</td><td>
<table>
<tr><td>問 6</td><td>（4）</td><td>イ　問題文は「・・・であって液化ガスを通ずるものは、その製造所の敷地境界から保安物件に対し・・・」とあるが、技省令第 6 条第 2 項には「その外面から」とあるので、本肢の記述は誤り。
ロ　技告示第 3 条第 3 項に記載の通り正しい。
ハ　問題文は「・・・あらかじめ経済産業大臣に届け出た場合」とあるが、技省令第 6 条第 4 項には「認可を受けた場合」とあるので、本肢の記述は誤り。
ニ　技省令第 9 条第 2 項に記載の通り正しい。
ホ　問題文は「・・・液化ガスを廃棄できる構造」とあるが、技省令第 13 条第 1 項には「・・・液化ガスを安全に置換できる構造」とあるので、本肢の記述は誤り。
従って、正しく規定されているものの組み合わせは（ロ）及び（ニ）であり、（4）が正解。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>問 6</td><td>（4）</td><td>イ　問題文は「・・・であって最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものは、その外面から保安物件に対して・・・」とあるが、技省令第 6 条第 2 項には「その製造所の敷地境界から」とあるので、本肢の記述は誤り。
ロ　技告示第 3 条第 3 項に記載の通り正しい。
ハ　問題文は「・・・あらかじめ経済産業大臣に届け出た場合」とあるが、技省令第 6 条第 4 項には「認可を受けた場合」とあるので、本肢の記述は誤り。
ニ　技省令第 9 条第 2 項に記載の通り正しい。
ホ　問題文は「・・・液化ガスを廃棄できる構造」とあるが、技省令第 13 条第 1 項には「・・・液化ガスを安全に置換できる構造」とあるので、本肢の記述は誤り。
従って、正しく規定されているものの組み合わせは（ロ）及び（ニ）であり、（4）が正解。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>